

墨田区のお知らせ

2023年
(令和5年)

12/8

◆2面以降の主な内容
2面 … 区の現状など
3面 … 区の方針など
4面 … 介護保険事業の円滑な運営など

高齢者福祉・介護保険特集号

ひと、つながる。
墨田区SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

墨田区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

発行：墨田区(介護保険課) ☎5608-6924 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>

皆さんのご意見をお寄せください 墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画 「中間のまとめ」

区では、高齢者が自分らしく生きがいをもって暮らせる社会をめざして、様々な施策を行っています。
この施策の基本となる「墨田区高齢者福祉総合計画」と「介護保険事業計画」は、一体的に策定することとしており、3年ごとに見直しを行っています。

この度、令和6年度～8年度の計画の「中間のまとめ」を作成しました。今号では、その概要などをご紹介します。

地域包括ケアシステムの充実に向けた5つのめざすべき姿

必要に応じて生活支援サービスなどを利用しつつ社会参加して支え合っている



自主グループ連絡会の様子

地域における認知症に対する理解が進み、認知症の人が安心してその人らしく暮らしている



オレンジカフェすみだ

多様な介護サービスを必要に応じて利用している



基本理念

「人と人とがつながり、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく生きがいをもって生活することができるまち」

身体状況の変化と本人の希望に応じて住まい方を選択している



特別養護老人ホーム なりひらホーム

切れ目のない円滑な医療・介護連携により必要な在宅療養を受けている



医療・介護の連携に関する会議の様子

区公式
SNS等

LINE



ツイッター

フェイス
ブックインスタ
グラムユー
チューブ

☎ = 電話 FAX = ファクス ㊚ = Eメール

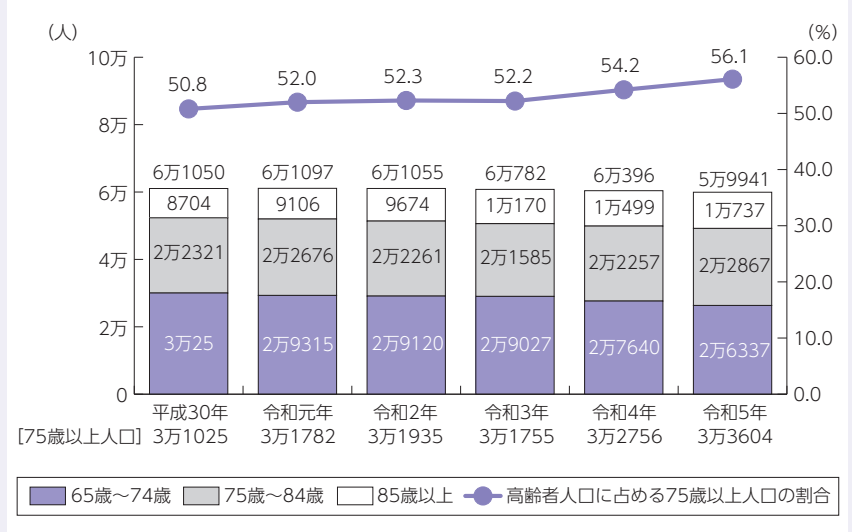
🌐 = ホームページアドレス



区の現状

高齢者人口の推移

令和元年(2019年)以降、高齢者人口は微減傾向で、令和5年(2023年)では5万9941人となっています。高齢者人口を65歳～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者に区分すると、後期高齢者の増加が目立ちます。今後、高齢者人口は数年間ほぼ横ばいで推移することが見込まれているものの、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)、さらに同世代が75歳以上となる令和32年(2050年)に向けて増加が見込まれます。



[資料] 墨田区住民基本台帳(各年10月1日)

高齢者の世帯状況

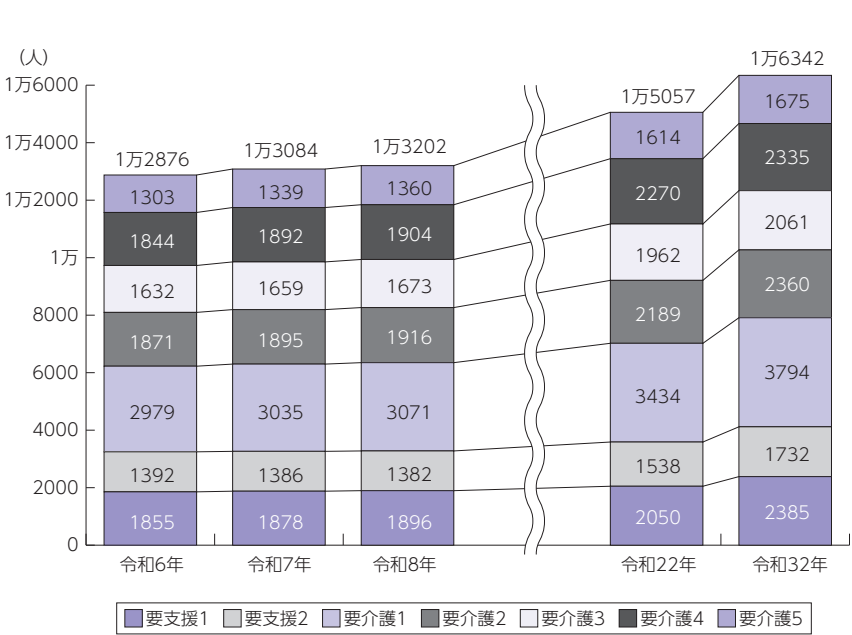
高齢者のいる一般世帯数は年々増加しており、令和2年(2020年)では4万2521世帯となっています。このうち、高齢単身世帯数が1万7478世帯、高齢夫婦世帯数が1万326世帯となっており、とりわけ高齢単身世帯が増加しています。

単位(世帯)				
区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢者のいる一般世帯数	3万3716	3万7565	4万1161	4万2521
高齢単身世帯数	1万 626	1万2590	1万5257	1万7478
高齢夫婦世帯数	8663	9230	1万 141	1万 326
その他の世帯数	1万4427	1万5745	1万5763	1万4717
高齢者のいる一般世帯数に占める高齢単身世帯数の割合	31.5%	33.5%	37.1%	41.1%

[資料] 総務省「国勢調査報告」

要支援・要介護認定者数の将来推計

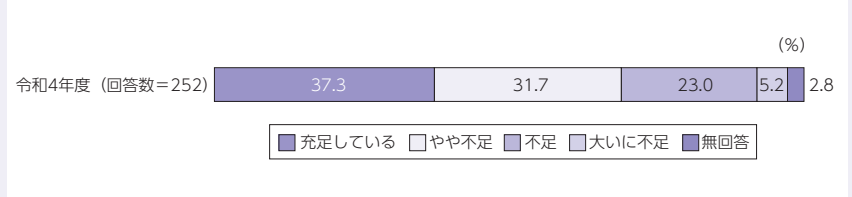
要支援・要介護認定者数は増加しており、令和5年(2023年)9月末現在で1万2605人となっています。また、令和6年(2024年)から令和32年(2050年)の要支援・要介護認定者数の見込みを見ると、その総数は年々増加し、令和22年(2040年)で1万5057人となっています。令和6年(2024年)から令和22年(2040年)にかけて特に要介護3以上の伸び率が高くなっています。



[資料] 地域包括ケア「見える化」システムにより算出(各年9月末)

介護事業所における職員の過不足の状況

令和4年度の職員の過不足の状況は、「充足している」が37.3%であるのに対し、「やや不足」「不足」と「大いに不足」と回答した事業所を合わせた「不足」が59.9%で、そのうち「大いに不足」が5.2%となっています。



[資料] 墨田区「令和4年度墨田区介護サービス事業所調査報告書」(令和4年12月)

計画策定の趣旨

本計画は、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するため、取り組むべき施策を明らかにすることを目的としています。区では、高齢者福祉施策の総合的な展開を図るとともに、介護保険制度の円滑な運営や地域包括ケアシステムを充実させることで、この社会の実現をめざします。

計画策定の方法

本計画の策定に当たっては、公募した区民や学識経験者などから構成される「墨田区介護保険事業運営協議会」等で協議・検討しています。また、区内でも「第8期計画」の進捗状況や課題を分析するため、ワーキンググループを設置し、分野ごとの課題や解決策を検討しています。

さらに、計画策定に先立ち「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」等の調査を実施し、高齢者や介護者の生活実態の把握に努め、高齢者福祉施策および介護サービスの在り方を検討しています。

コラム

日常生活圏域別地域包括ケア計画について

区では、高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画から、「みどり」「同愛」「なりひら」「こうめ」「むこうじま」「うめわか」「ぶんか」「八広はなみずき」の8つの圏域ごとの「地域包括ケアシステム」実現をめざすために、日常生活圏域別地域包括ケア計画(以下「地域包括ケア計画」)を策定しています。

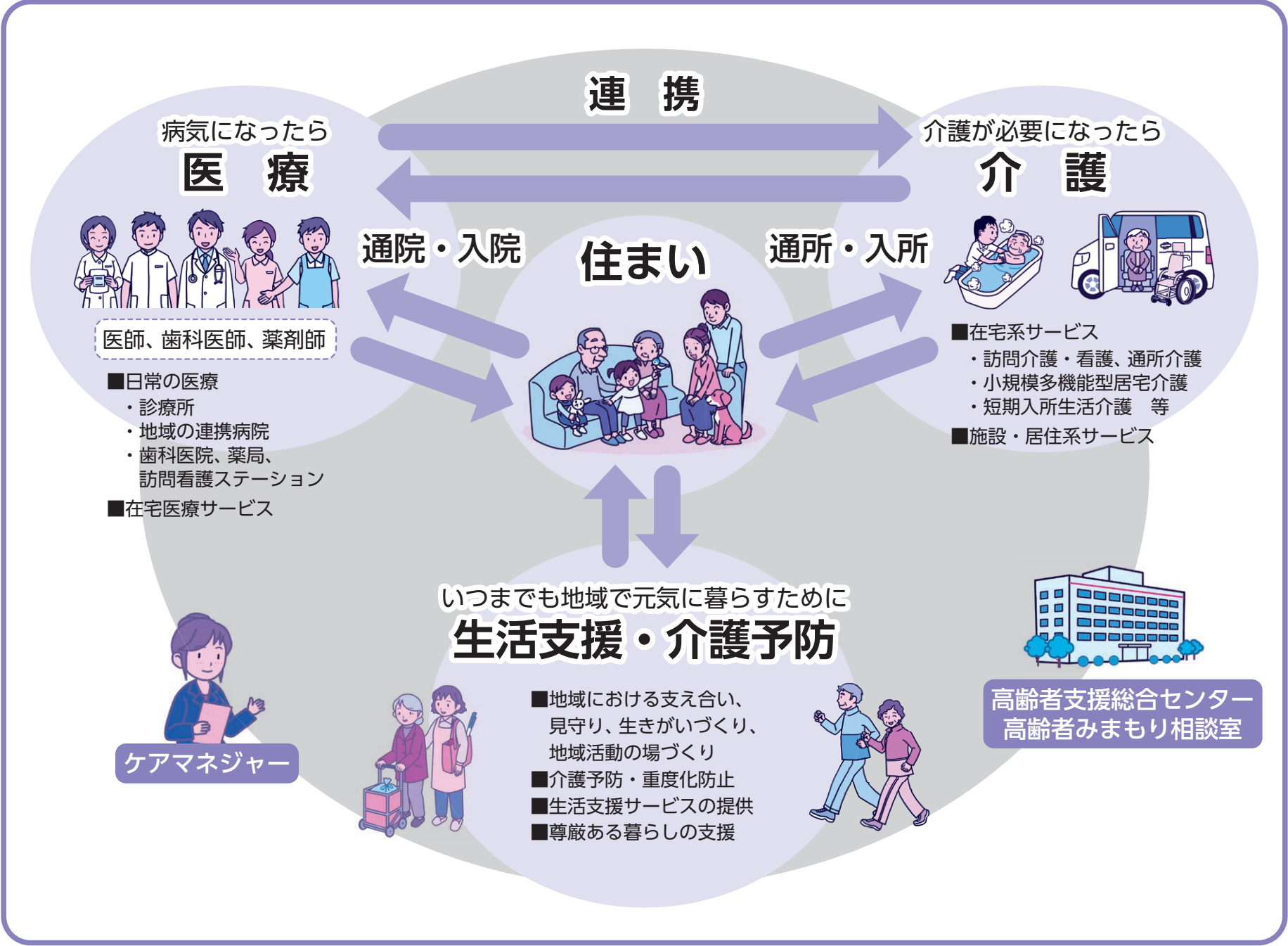
他の自治体と比較し、区の地域包括ケア計画の特徴と言える点が、次のとおり3点あります。

- ①高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画(以下「第9期計画」)に地域包括ケア計画を章立てして掲載するとともに、8つの圏域ごとに分冊を作成します。
- ②町会・自治会、民生委員・児童委員、見守り協力員、介護サービス事業者、医療関係者等の地域で活躍されている方々で構成されている地域ケア会議により、圏域ごとの住民・関係者の声を十分に取り入れています。
- ③地域ケア会議での意見交換を踏まえ、圏域ごとの現況や課題を明らかにし、さらに、「第9期計画」における地域包括ケアシステムの充実に向けた5つの「めざすべき姿」のいずれかにつながる重点的な取組を設定しています。

このように、区では「第9期計画」とともに、地域包括ケア計画を一体的に策定し、すみだらしい、地域で顔の見えるつながりの中で、高齢者が生きがいをもって生活できる地域づくりを進めます。

地域包括ケアシステムのイメージ

地域包括ケアシステムとは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう生活支援・介護予防・医療・介護・住まいの5つのサービスを包括的かつ継続的に提供していくシステムです。



区では、地域包括ケアシステムの生活支援・介護予防・医療・介護・住まいの提供に加え、今後は認知症高齢者数の増加が見込まれることから、認知症であっても地域で暮らし続けることができる社会をつくるため、5つの施策の方向性を決めました。

- 1 自立支援と支え合いの推進**

高齢者がいつまでも自立して生きがいをもって地域で生活が送れるよう、在宅生活の支援や見守り体制の充実を図るとともに、地域の支え合い、地域活動や就労を通じた社会参加、自主的なフレイル予防、要介護状態や生活習慣病の予防等により、高齢者の自助と互助を支援します。また、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らせるように、権利擁護のための取組を進めます。
- 2 介護サービスの充実**

要支援・要介護認定者が、自立した生活を続けていくために必要な支援を受けられるよう、介護保険制度を適切に運営していくとともに、地域密着型サービス等の整備の推進や介護サービス提供事業者に対する研修の実施等、介護サービスのさらなる充実を図ります。
- 3 医療と介護の連携強化**

在宅での医療や介護を必要とする高齢者が、最期まで住み慣れた地域で暮らせるように、医療・介護関係者の連携推進と区民への在宅療養相談支援・普及啓発を行います。

また、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつ、PDCAサイクルに沿った取組を継続的に行います。
- 4 高齢者になっても住み続けることのできる住まいの確保**

高齢期を迎えた方が、自らの希望や状況に応じた住まいを確保できるよう、地域と連携して安全・安心に暮らせる住宅を創出するとともに、いつでも安心して入所できる施設等の整備を進めていきます。
- 5 認知症施策の推進**

認知症施策推進大綱(中間評価)および認知症基本法の考え方を踏まえて、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう認知症施策を推進します。

介護保険事業の円滑な運営

1 給付適正化の推進(介護給付適正化計画)

介護給付の適正化とは、適切な認定および適切なケアマネジメントにより、利用者が真に必要なとするサービスを見極め、事業者が過不足なくサービスを提供するよう促すことです。適切なサービスの確保と費用の効率化を図ることで、介護保険制度への信頼が高まり、持続可能な介護保険制度の構築へとつながります。具体的な取組として「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合」「要介護認定の適正化」等を実施することで、介護サービスの確保を図っていきます。

2 円滑なサービス確保に向けた体制づくりの推進

介護給付の適正化とサービスの質の向上を目的として、介護サービス事業者に対する運営指導や集団指導を実施していきます。介護サービスの内容や給付請求等について、法令等の適合状況を確認し、必要な助言、指導等を行います。また、必要に応じて監査を実施し、適切な措置を行っています。

3 サービスの質の向上

介護保険制度に関する利用者の苦情等について、東京都や東京都国民健康保険団体連合会と連携し、発生状況の分析を通じて再発防止に努めます。また、事業者に対しては、現場で働く職員等のスキルアップや意識の向上を図るため、研修会や情報交換会等を開催していきます。

4 利用料負担軽減への取組

介護サービス費として自己負担した月々の額が、一定の上限額を超えた場合に給付される「高額介護サービス費」や、同一世帯内で介護と医療の1年間の自己負担額が限度額を超えた場合に給付される「高額医療・高額介護合算制度」、また、利用者負担とされる施設の居住費・食費を軽減する「負担限度額認定制度」などによって利用料負担軽減を図っていきます。

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

「第8期計画」における介護サービスの利用状況の推移や介護保険給付費の実績をもとに、令和6年度～8年度の3年間に必要な介護保険給付費を推計します。さらに「第9期計画」期間における要支援・要介護認定者数の増加や、今後、国から提示される介護報酬単価等をもとに、令和6年度～8年度の第1号被保険者の介護保険料を算定します。

現状では、介護サービス見込量については推計(暫定推計値)を行いましたが、介護保険料の算定に必要な介護報酬単価等の数値が未確定であるため、これらの数値が決定次第、介護保険料の算定を行うこととします。

「第9期計画」における介護サービス見込量等

主な介護サービス等の見込量(暫定推計値)

単位(人/月)

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス	訪問介護	2740	2802	2796
	訪問看護	1994	2038	2034
	通所介護	2194	2238	2239
	通所リハビリテーション	349	357	354
	短期入所生活介護	358	367	365
	短期入所療養介護(老健)	35	36	36
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	333	342	355
	小規模多機能型居宅介護	126	128	127
	看護小規模多機能型居宅介護	17	17	17
	認知症対応型通所介護	172	177	198
	地域密着型通所介護	1124	1148	1148
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	27	28	28
	地域密着型特定施設入居者生活介護	20	20	20
施設サービス	介護老人福祉施設	1083	1101	1184
	介護老人保健施設	533	536	538
	介護医療院	18	18	18

地域密着型サービスの紹介

▶ 認知症対応型通所介護

認知症の方を対象にした専門的なケアを提供するサービスです。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活が送れるよう、施設に通り、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを受けることにより、自宅に籠もりがちな利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復を図ります。

また、家族の介護の負担軽減なども目的としています。

▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活が送れるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。

また、サービスの提供に当たっては、訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。

区民説明会を開催します

墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画「中間のまとめ」について、区民説明会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

【とき】12月18日(月)午後7時～【ところ】すみだリバーサイドホール1階会議室(区役所に併設)

【定員】先着30人【費用】無料【申込み】事前に介護保険課管理・計画担当(区役所4階) ☎5608-6924へ *受け付けは12月18日正午まで

墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画「中間のまとめ」に対するご意見をお寄せください

■第9期計画「中間のまとめ」の閲覧

墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画「中間のまとめ」全文は、以下の場所でご覧になれます。

【閲覧期間】6年1月9日(火)まで

【閲覧場所】介護保険課(区役所4階)、高齢者福祉課(区役所4階)、区民情報コーナー(区役所1階) *区ホームページでも閲覧可

*土曜日・日曜日、祝日は区民情報コーナーのみ(年末年始を除く)



■ご意見の提出方法

ご意見(A4用紙1枚程度で書式自由)と、住所・氏名(団体名)・年齢・電話番号を、直接または郵送、ファクス、Eメールで6年1月9日(必着)までに、〒130-8640介護保険課管理・計画担当(区役所4階) ☎5608-6924・FAX5608-6938・✉kaigohoken@city.sumida.lg.jpへ